

平成30年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年1月31日（水） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～757号室

付議事項

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 非農地証明申請について
- 議案第 5 号 呉農業振興地域整備計画の変更にかかる意見の決定について

協議事項

- 1 呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について
- 2 農業次世代人材投資事業への協力について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

その他

出席委員

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|--------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 生田 政行 | 2 番 | 横段 登 | 3 番 | 池田 勝憲 | 4 番 | 倉本 寛 |
| 5 番 | 水場 守信 | 6 番 | 向井 幸弘 | 7 番 | 林 武彦 | 8 番 | 亀山 博司 |
| 11 番 | 長迫 秀 | 13 番 | 灰原 松二 | 14 番 | 大道 正孝 | 15 番 | 秋光 貴志 |
| 16 番 | 土井 光弘 | 17 番 | 西田 小百合 | 18 番 | 石田 尚則 | 19 番 | 北村 正次 |

欠席委員

- | | | | | | |
|-----|------|------|-------|------|------|
| 9 番 | 今井 満 | 10 番 | 上田 勝則 | 12 番 | 本末 満 |
|-----|------|------|-------|------|------|

事務局

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13番 灰原委員、14番 大道委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員、10番 上田委員、12番 本末委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付した議案書、資料1「呉農業振興地域整備計画変更理由書」のほか、本日、資料2「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」、資料3「農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)に係るサポート体制の整備について」、資料4「平成29年度農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業経営者合同研修会開催要領」、「JAくれだより」第60号、「JA広島ゆたか広報」第125号を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番から4番については、譲受人等が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で528㎡、2番の申請地は、同所〇〇〇〇番、地目は田、面積は148㎡、3番の申請地は、同所〇〇〇〇番ほか3筆、面積は合計で576㎡、4番の申請地は、同所〇〇〇〇番、地目は田、面積は571㎡、以上4件の合計で、8筆、1823㎡の、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請の事由は、障害者を雇用し農産物を生産、販売する法人が、事業を拡張するため農地

を取得又は賃借するものです。1番と2番については、売買による所有権移転、3番と4番は賃借権の設定による借地契約を結ぶものです。

営農計画は、野菜を生産し販売する計画です。

経営面積は、申請地が18アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

なお、法人の農地取得については、農地所有適格法人であることが必要となりますが、本件については、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。写真のとおり、優良農地ではあるが、荒れており所有者による農地利用は難しいということです。今回の申請は、農地の有効利用につながり、水路等周辺農地への支障はなく問題ないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から4番は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、広横路2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は284㎡の第3種農地です。

申請の事由は、譲渡人は多忙かつ猪等の被害により耕作が困難なため、譲受人の要望により譲渡するもので、譲受人は自作地に隣接する申請地を買い受け、経営規模の拡大を図るものです。

営農計画は、野菜、果樹の作付けを行う予定です。

経営面積は、自作地が15アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。譲受人は農区長で農業者の指導的立場にある人であり、農地の有効利用ということから良いことと思う。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、郷原町字胡原〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で3678㎡の農振農用地または第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は市外に居住し労力不足で耕作できないため、譲受人の要望により譲渡するもので、譲受人は申請地を買い受けて新規に就農するものです。

営農計画は、水稻の作付けを行う予定です。

経営面積は、申請地が36アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。申請地一帯は優良農地で、水路、交通面でも良い農地と思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、郷原町字大積山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1112㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、本家筋の譲受人に贈与するもので、譲受人は自作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が100アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。譲渡人は高齢で耕作が難しくなり、本家に農地を戻すというものです。猪の被害も大きいとのことですが、譲受人は近隣に居住しており、果樹を作付けする

ということで、問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、音戸町先奥1丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は2957㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は市外に居住しており耕作困難なため、親戚関係にある譲受人に贈与により所有権を移転するもので、譲受人は自宅に近い申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで29アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。譲受人は遠隔地に住んでおり耕作困難ということです。譲渡人、譲受人は親戚関係にあり、譲受人は近くに居住している。水稻を休耕し一部畑として使っていたが、現在整地しており、今後は野菜を作付けするというものです。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

この1番と議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の3番については関連する事案ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字岡条〇〇〇番、地目は畑、面積は253㎡のうち37.78㎡、議案第3号3番の申請地は、同所〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で115.83㎡、2件合計で、4筆、153.61㎡の市街化調整区域内の第2種農地です。

転用目的は、写真奥の自宅への進入路として利用するものです。

1 番については、母親名義の農地の一部を進入路に転用するもので、議案第 3 号 3 番は子供名義で農地の贈与を受け転用するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17 番 西田です。写真奥が申請者の自宅ですが、進入路はあるものの幅員が狭く、母が高齢でデイサービスの車両や救急車が入りにくいとのこと。写真の手前にある農地の地主の理解が得られたため、所有する農地とあわせて進入路にするというもので、残りの農地は野菜を作付けするということです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件と議案第 3 号の 3 番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件と議案第 3 号の 3 番は許可と決定します。

議 長：2 番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2 番の申請地は、倉橋町字大原奥〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は 2 2 3 m²の第 2 種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル 1 0 4 枚、発電容量 2 2 . 0 k w を設置する計画です。

関係法令については、電気事業者による改正「再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力受給契約」が成立済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5 番 水場です。申請地の下に道路があり水路も確保されている。問題はないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、上畑町〇〇〇番、地目は畑、面積は1127㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の事業計画の認定申請済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、本件については、経済産業省の太陽光エネルギー発電の設備計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。申請地の下に家が4軒あり、1軒だけ住んでいるということもあり、
雨水の排水計画について確認したところ、十分な排水溝を設置するということです。遊休
農地の有効利用という面から良いのではないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、太陽光発電設備に関する経済産業省の設備計画の認定にあ
わせ許可する、と決定するとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は太陽光発電設備に関する経済産業省の設備計画の認定にあわせ許可す
ることと決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、仁方町字戸田東〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は172㎡の第2種農
地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため使用貸借による権利を設定するもので
す。

規模等は、太陽光パネル48枚、発電容量11.8kwを設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の事業計画の認定済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。申請地は、日当たりも良く、周辺の排水等の影響はなく問題ないと思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、郷原町字西畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は340㎡の第2種農地です。

転用の目的は、申請地の道路向かいにある診療所の駐車場8台分として使用するため、賃借権を設定するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、農振農用地区域の指定の除外については、昨年8月の第9回農業委員会総会で協議いただいております。平成29年11月22日付けで除外の公告済みとなっております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。写真の道路の反対側に診療所がありますが、その来客用駐車場として使用するというものです。道路のり面はスロープにし、周辺農地への影響はなく問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

- 議 長：5番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は251㎡の第2種農地です。
- 転用の目的は、住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。
- 規模等は、平家建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。
- 関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、安浦駅北の呉市が住宅地として開発したところで、別段問題は無いと思う。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可と決定します。
- 議 長：つぎに、議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：1番の申請地は、広町字西横路〇〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は46㎡の第2種農地です。
- 申請の事由は、平成8年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 倉 本 委 員：4番 倉本です。現地は、狭く急な坂道を上がったところにあり、現状は完全に山であり、農地復元は経済的にも合わない。よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は証明と決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議長：つぎに、議案第5号「呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農林水産課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について説明します。

はじめに、農業振興地域整備計画の制度について説明します。この計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地の確保と計画的な農業振興を図ることを目的としています。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしています。この計画変更にあたっては、法律の施行規則に基づき農業委員会の意見を聴くことになっておりますのでよろしくお願いします。

計画変更について説明しますので、資料1「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。

今回の計画変更の理由ですが、「1 変更理由」にあるように、呉農業振興地域整備計画について、農用地区域内の農地を他の用途に供するため、農用地利用計画の変更が必要となったものです。

変更内容について説明します。変更理由書の「(1) 農用地利用計画について 1 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」別紙1の7件について所有者より農用地区域の除外申出がされています。農用地利用計画で農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかし、必要かつ適当で法律上の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められています。

具体的に位置、面積、変更後の土地利用形態について説明しますので、添付している位置図と併せて御覧下さい。

1件目、対図番号1 安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇、面積100㎡で、駐車場として使用するものです。

2件目、対図番号2 安浦町大字中切字西麻島〇〇〇番、面積501㎡で、太陽光発電として使用するものです。

3件目、対図番号3 倉橋町字井目木川東奥〇〇番〇、面積2772㎡で、太陽光発電として使用するものです。

4件目、対図番号4 安浦町大字赤向坂字宮前〇〇〇〇番ほか1筆、合計面積1499㎡で、太陽光発電として使用するものです。

5件目、対図番号5 倉橋町字寒那〇〇〇〇番〇1、面積791.59㎡で、農業用倉庫として使用するものです。

6件目、対図番号6 安浦町三津口6丁目〇〇〇〇番〇、面積1456㎡で、太陽光発電として使用するものです。

7件目、対図番号7 安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇番ほか14筆、合計面積17897㎡で、太陽光発電として使用するものです。

以上7件について現地調査の結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものです。

この他の計画については、今回変更はありません。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：続きまして協議事項に入ります。1番「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料2をお願いします。呉市地方卸売市場運営協議会委員は、地方卸売市場の運営に関して必要な調査、審議をするもので、農業委員会が推薦する学識経験者1名を含め11名で構成されています。現在、生田委員に就任いただいておりますが、本年3月31日で任期満了となるため、次期委員を推薦する必要があります。

選出方法は、会長一任、推薦、立候補などが考えられますが、選出について協議をお願いします。

議 長：それでは、呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：引き続き生田委員で良いのではないかと。

議 長：生田委員にお願いしたいという意見ですが、生田委員いかがでしょうか。

生 田 委 員：昨年8月にこの委員となったが、これまで協議会が開かれておらず、2月20日に協議会があるということで、この協議会を見て考えようと思っていたが、皆さんの推薦ということであれば、引き続いてやらせていただきます。

議 長：それでは、呉市地方卸売市場雲煙協議会の委員に生田委員を推薦することとします。

(農林水産課職員着席)

議 長：次に協議事項の2番「農業次世代人材投資事業への協力について」、呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：資料3をご覧ください。農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）について説明します。これは、次世代を担う農業者となることを指向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する事業です。このうち経営開始型を県内市町が担当しています。経営開始型は、次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人、農地プランに位置づけられ、原則として45歳未満で独立、自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付する事業です。この事業は平成29年度に見直しが行われサポート体制の構築が要件化されました。サポート体制は、交付対象者の「経営、技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの面で、専属の担当者を配したサポートチームを編成し、交付対象者の相談や支援を行っています。

呉市では、サポートチームについて、交付対象者1名に対し、「経営、技術」については、広島県西部農業技術指導所の普及推進員1名、管轄の農業協同組合の営農指導員1名、「営農資金」については、管轄の農業協同組合の融資担当者1名、「農地」については、呉市農業委員若しくは担当地区の呉市農地利用最適化推進委員1名を想定しています。全体の管理、調整は、呉市産業部農林水産課が行います。

サポートチームの実務ですが、主に4つあります。1 青年等就農計画の審査等は、計画の作成、面接、圃場確認を行います。2 就農状況の確認及びサポート活動は、原則年に4回、交付対象者に対し、面談、書類確認、圃場確認を行い、経営状況の確認を行います。3 中間評価は、交付後2年が経過した時点で、意欲、経営実績をA（良好）、B（やや不良）、C（不良）の3段階に評価します。このうちB評価については、1年間重点指導を行い、再度評価します。4 交付対象からの相談等に対し、各部門の担当者が随時対応します。

このたび、交付対象者の該当地区の農業委員にサポートチームのメンバーになっていただきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「農業次世代人材投資事業への協力について」、ご質疑、ご意見ありませんか。

大 道 委 員：呉市内に対象者は何人いるのか。

農 林 水 産 課：川尻、安浦で1名、倉橋で2名、豊、豊浜で1名、下蒲刈、蒲刈で2名の、合計6名です。

土 井 委 員：市内で6名ということだが、JAゆたか管内の大崎上島町は対象者が多く、呉市は少なくほとんどダメときいている。JAゆたかでは十分な支援を行っているが、認められにくくなっている。呉市の対応、回答は遅く、その内容も儲からないものだ。豊町に1名いるが、報告で手一杯になっている。農協の担当者もお手上げ状態である。

農 林 水 産 課：この対応については、農林水産課が行います。目標金額については、呉市が400万円で、大崎上島町が250万円となっており、大崎上島町の方が対象になりやすくなっている。

土 井 委 員：大崎上島町の目標金額250万円に対し、呉市が400万円というのはどのように決めたのか。

農 林 水 産 課：平成24年度に制度が開始されたときに、農業に本気で取り組んでもらえる人に来てもらいたいということで、認定農業者の認定基準の500万円の8割で設定したものです。目標に達しない人にはペナルティという話もあり、現在課内で目標金額等の変更について検討している。

土 井 委 員：柑橘で400万円というのは現実的でなく、JAゆたかと呉市では話が合わない。呉市の制度では、新規で1反5畝ということだが、1人でこれを耕作せよということか。後継者は帰ってはくるが、対象外ということになっている。新規で1反5畝、400万円で、担当者はあきらめている。呉市は説明には来るが、実際には交付対象者となっていない。

林 委 員：対象者の6名は450万円の実績を上げているのか。

農 林 水 産 課：現在、期間中であるが、1000万円の売り上げの人もあるし、400万円に達していない人もいる。

林 委 員：400万円なら後継者はいると思うが、何の部門で400万円以上の売り上げが可能なのか。

土 井 委 員：この制度は、呉市の金でなく国の制度である。農業後継者が対象外というのには納得がいかない。農業活性化といいながら、他市町と比べなぜ呉市は少ないのか。現在の申請がどこで止まっているのか。どうやったら受けられるか考えないといけない。

議 長：農協と農林水産課で相談しながら行ってもらいたい。どの段階で、どういう理由で止まっているのか回答するのは行政の仕事である。

それでは、農業次世代人材投資事業について、農林水産課の説明のとおり協力することとしてご異議ありませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、農地利用最適化推進委員には別途説明、了解していただくこととして、農業委員としてこの事業に協力することとします。

（農林水産課職員退席）

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の10ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、10ページ、農地法第4条の規定による届出が2件、11ページ、12ページ、農地法第5条の規定による届出が3件、計5件ありました。また、13ページ、この1ヶ月に「農地法第18条第6項の規定による通知に関する専決処理規程」により受理した合意解約が1件ありましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：資料4の研修会についてですが、日時、場所、内容は資料のとおりです。送迎にマイクロバスを手配する予定ですので、欠席される方は2月16日金曜日までに事務局に連絡してください。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、平成30年第2回総会は、2月28日 水曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

（午後3時）